

## 9. 協会役員の服務と報酬について（役員給与規程細則）

平成2年12月14日

平成20年4月1日一部改正

協会役員の服務と報酬については、定款等に定めるところによるほか、この細則によって運用するものとする。

### （服 務）

#### 第1条 年齢による運用

2. 三役とも常勤とするが、理事長については65歳を超えた場合は非常勤とする。
3. 専務及び常務については65歳までとし、やむを得ない理由で65歳を超えてその職に留まる場合には、常勤のまま非常勤扱いとする。
4. 常勤から非常勤または非常勤扱いへの切り替えは、満65歳に達した日の属する年度の翌年度の総会時に行う。

#### 第2条 在任期間による運用

2. 同一役職に在任する期間は4年（2期）以内として人事の更新を図るよう努める。
3. 以上によりがたいときは、農林水産技術会議事務局と協議のうえ若干の変更をすることができる。

### （報 酬）

#### 第3条 基 準

2. 三役の報酬は職責、関連団体との均衡等に配慮して定め、必要に応じて改定する。
3. 59歳未満の場合には若年措置として増額して定めることができる。
4. 非常勤または非常勤扱いの場合は、常勤の基準額の7割を限度とする。
5. 非常勤の場合は基準額に次の係数を乗じて定める。
  - (1) 週2日勤務の場合 0.6
  - (2) 週3日勤務の場合 0.7
6. 報酬の基準額は年額として定め、年額の12分の1を月額として支給する。